主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について

<u>仲裁契約が締結されていないのにされた仲裁判断は、確定判決と同一の効力を生じないものと解するのが相当であり、</u>これと同趣旨の原審の判断は正当である。原 判決に所論の違法はなく、右違法があることを前提とする所論違憲の主張はその前 提を欠く。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

夫		本	栗	裁判長裁判官
男	昌	原	岡	裁判官
一郎	喜	塚	大	裁判官
豊		田	吉	裁判官
讓		林	本	裁判官